

令和2年4月 15 日

(公社)全国ビルメンテナンス協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアルの
作成について(御依頼)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、無症状病原体保有者及び軽症患者(軽症者等)のうち、一定の条件を満たす者については、必ずしも入院勧告の対象とならず、都道府県が用意する宿泊施設等での安静・療養を行うことができる、と示されたところです。また、国内の新型コロナウイルス感染症の感染者数も増大しており、宿泊施設等において、通常の清掃作業等に加えて感染症対策の観点から留意すべき事項を踏まえた、具体的な清掃等のマニュアル(以下「清掃等マニュアル」という。)の作成が求められています。

これらの状況を踏まえ、長年、ビルメンテナンスに関する技術の向上及び知識の普及等にご尽力いただいている貴協会において、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」(令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(令和2年4月7日改訂国立感染症研究所・国立国際医療研究センター国際感染症センター)等を踏まえた清掃等マニュアルを作成いただきたく、お願い申し上げます。